

報告第 7 号

専決処分の報告について

燕市国民健康保険条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

令和 2 年 6 月 1 6 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

専決第 7 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により燕市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 3 0 日

燕 市 長 鈴 木 力

燕市国民健康保険条例の一部を改正する条例

燕市国民健康保険条例(平成18年燕市条例第127号)の一部を次のように改正する。

目次中「第6条」を「第6条の4」に改める。

第3章中第6条の次に次の3条を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第6条の2 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給

与等との調整)

第6条の3 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第6条の4 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定によりこの市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の燕市国民健康保険条例第6条の2から第6条の4までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

報告 番号	7	資料 番号	1
保険年金課			

燕市国民健康保険条例の一部改正について

1. 改正の趣旨

国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の中で、国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者（※1）に傷病手当金を支給する内容が盛り込まれたことから、国県から市町村等に対して傷病手当金の支給に向けた条例整備について要請がされています。

これに伴い、一定の要件を満たした被保険者に対して傷病手当金を支給するため、地方自治法第179条第1項の規定により、燕市国民健康保険条例の一部を改正する条例を令和2年4月30日付で、専決処分とさせていただきました。

2. 改正の内容

国民健康保険の被保険者である被用者のうち、次の項目に該当する場合に傷病手当金を支給します。

(1) 対象者

新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

(2) 支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間（※2）

(3) 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数

(4) 適用期間

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間

3. 施行期日

公布の日（令和2年4月30日）から施行

（※1）被用者とは、給与の支払いを受けている者。

（※2）給与収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しません。なお、その受けることができる給与収入の額が、規定により算出される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給します。

報告 番号	7	資料 番号	2
保険年金課			

燕市国民健康保険条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 保険給付(第4条—<u>第6条の4</u>)</p> <p>第4章～附則 (略)</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u></p> <p><u>第6条の2 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が、療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)</u>は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p><u>2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 保険給付(第4条—<u>第6条</u>)</p> <p>第4章～附則 (略)</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(加える。)</p>

酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第6条の3 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第6条の4 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定によりこの市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

第7条～第14条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の燕市国民健康保険条例第6条の2から第6条の4までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年

(加える。)

(加える。)

第7条～第14条 (略)

1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

報告第 11 号

専決処分の報告について

令和 2 年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

令和 2 年 6 月 16 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

令和 2 年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度燕市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,228,122 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により上記のとおり専決処分とする。

令和 2 年 4 月 30 日

燕市長 鈴木 力

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4県支出金		5,215,540	1,000	5,216,540
	1県補助金	5,215,539	1,000	5,216,539
歳入合計		7,227,122	1,000	7,228,122

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2保険給付費		5,140,327	1,000	5,141,327
	6傷病手当金	0	1,000	1,000
歳出	合計	7,227,122	1,000	7,228,122

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	5,215,540	1,000	5,216,540
歳入合計	7,227,122	1,000	7,228,122

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2保険給付費	5,140,327	1,000	5,141,327	1,000			
歳 出 合 計	7,227,122	1,000	7,228,122	1,000			0

2 歳 入

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款 項	目			
4県支出金		5,215,540	1,000	5,216,540
1県補助金		5,215,539	1,000	5,216,539
保険給付費等交付金		5,215,539	1,000	5,216,539
歳 入 合 計		7,227,122	1,000	7,228,122

04-01-01 保険給付費等交付金

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保険給付費等 交付金	1,000	特別交付金 1,000

3 歳 出

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一 般 財 源
款	項	目				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	2	保険給付費	5,140,327	1,000	5,141,327	1,000			
		6傷病手当金	0	1,000	1,000	1,000			
		1傷病手当金	0	1,000	1,000	1,000			
歳 出 合 計			7,227,122	1,000	7,228,122	1,000			0

02-06-01 傷病手当金

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
18 負担金補助及び交付金	1,000	1 傷病手当金 【健康福祉部 保険年金課】 ・ 傷病手当金	1,000 1,000

令和2年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要

報告 番号	11	資料 番号	1
保険年金課			

1. 令和2年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

令和2年度燕市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、新型コロナウイルス感染症に感染するなど、一定の要件を満たした国民健康保険の被保険者である被用者に対して支給する傷病手当金を計上します。なお、早急に支給体制を整える必要があることから、令和2年4月30日付で専決処分させていただきました。

(1) 補正額と財源内訳

(単位：千円)

補正前の額	今回補正額	財源内訳				補正後の額
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
7,227,122	1,000	1,000	0	0	0	7,228,122

(2) 歳入の概要

※歳入及び歳出の概要の補正前予算額は今回補正となる科目を対象に集計してあります。

(単位：千円)

番号	科目		補正前予算額	補正額	関連歳出
1	県支出金	県補助金 特別交付金	96,239	1,000	歳出1

(3) 歳出の概要

(単位：千円)

2 款 保険給付費							
6 項 傷病手当金							
1 目 傷病手当金							
番号	事業名等 担当課	事業概要	補正前予算額	補正額	財源内訳		説明 資料
					特定財源	一般財源	
1	傷病手当金 保険年金課	新型コロナウイルス感染症に感染するなどの一定の要件を満たした国民健康保険の被保険者である被用者に対して傷病手当金を支給します。 ・ 傷病手当金 1,000千円	0	1,000	国県支出金 1,000	0	-

議案 第34号

令和2年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和2年度燕市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 935 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,229,057 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年7月28日 提出 燕市長 鈴木 力

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6繰入金		575,295	935	576,230
	1他会計繰入金	514,972	935	515,907
歳入	合計	7,228,122	935	7,229,057

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5保健事業費		107,474	935	108,409
	1特定健康診査等事業費	50,817	935	51,752
歳出	合計	7,228,122	935	7,229,057

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	575,295	935	576,230
歳入合計	7,228,122	935	7,229,057

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
5保健事業費	107,474	935	108,409			935	
歳 出 合 計	7,228,122	935	7,229,057			935	0

2 歳 入

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款 項	目			
	繰入金	575,295	935	576,230
	他会計繰入金	514,972	935	515,907
	1一般会計繰入金	514,972	935	515,907
歳 入 合 計		7,228,122	935	7,229,057

06-01-01 一般会計繰入金

(単位：千円)

節		額	説	明
区	分			
5	保健事業繰入金	935	保健事業繰入金	935

3 歳 出

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一 般 財 源
款	項	目				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	5	保健事業費	107,474	935	108,409			935	
		特定健康診査等事業費	50,817	935	51,752			935	
		特定健康診査等事業費	50,817	935	51,752			935	
歳 出 合 計			7,228,122	935	7,229,057			935	0

05-01-01 特定健康診査等事業費

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
11 役務費	935	1 特定健康診査等事業費 【健康福祉部 保険年金課】 ・通信運搬費	935 935

令和2年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要

議案 番号	34	資料 番号	1
保険年金課			

1. 令和2年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見合わせていた特定健康診査を再開するにあたり、必要となる健診再開案内通知等の送付にかかる費用を計上します。

(1) 補正額と財源内訳

(単位：千円)

補正前の額	今回補正額	財源内訳				補正後の額
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
7,228,122	935	0	0	935	0	7,229,057

(2) 歳入の概要

※歳入及び歳出の概要の補正前予算額は今回補正となる科目を対象に集計してあります。

(単位：千円)

番号	科目		補正前予算額	補正額	関連歳出
1	繰入金	他会計繰入金	0	935	歳出1

(3) 歳出の概要

(単位：千円)

5 款 保険事業費							
1 項 特定健康診査等事業費							
1 目 特定健康診査等事業費							
番号	事業名等 担当課	事業概要	補正前予算額	補正額	財源内訳		説明 資料
					特定財源	一般財源	
1	特定健康診査等事業費 保険年金課	特定健康診査を再開するにあたり、必要となる案内通知等の送付にかかる費用を計上します。 ・通信運搬費 935千円	1,330	935	繰入金 935	0	-

令和元年度

国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

令和元年度燕市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1 国民健康保険税		1,470,225,000	1,912,855,049
	1 国民健康保険税	1,470,225,000	1,912,855,049
2 使用料及び手数料		700,000	2,378,300
	1 手数料	700,000	2,378,300
3 国庫支出金		1,000	220,000
	1 国庫補助金	1,000	220,000
4 県支出金		5,119,109,000	5,128,230,584
	1 県補助金	5,119,108,000	5,128,230,584
	2 財政安定化基金交付金	1,000	
5 財産収入		59,000	58,205
	1 財産運用収入	59,000	58,205
6 繰入金		522,718,000	519,432,059
	1 他会計繰入金	522,717,000	519,432,059
	2 基金繰入金	1,000	
7 繰越金		125,100,000	125,100,371
	1 繰越金	125,100,000	125,100,371
8 諸収入		14,709,000	31,317,327
	1 延滞金加算金及び過料	6,106,000	14,734,739
	2 雑入	8,603,000	16,582,588
歳 入 合 計		7,252,621,000	7,719,591,895

(単位：円)

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1,486,937,115	15,859,581	410,058,353	16,712,115
1,486,937,115	15,859,581	410,058,353	16,712,115
888,300	163,000	1,327,000	188,300
888,300	163,000	1,327,000	188,300
220,000			219,000
220,000			219,000
5,128,230,584			9,121,584
5,128,230,584			9,122,584
			△1,000
58,205			△795
58,205			△795
519,432,059			△3,285,941
519,432,059			△3,284,941
			△1,000
125,100,371			371
125,100,371			371
31,045,351	38,577	233,399	16,336,351
14,734,739			8,628,739
16,310,612	38,577	233,399	7,707,612
7,291,911,985	16,061,158	411,618,752	39,290,985

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		108,878,000
	1 総務管理費	94,627,000
	2 徴税费	12,924,000
	3 運営協議会費	536,000
	4 趣旨普及費	791,000
2 保険給付費		5,030,050,000
	1 療養諸費	4,390,207,962
	2 高額療養費	619,056,038
	3 移送費	200,000
	4 出産育児一時金	14,086,000
	5 葬祭費	6,500,000
3 国民健康保険事業費納付金		1,871,443,000
	1 医療給付費分	1,257,782,000
	2 後期高齢者支援金等分	450,894,000
	3 介護納付金分	162,767,000
4 財政安定化基金拠出金		1,000
	1 財政安定化基金拠出金	1,000
5 保健事業費		110,903,000
	1 特定健康診査等事業費	51,749,000
	2 保健事業費	59,154,000
6 基金積立金		91,467,000
	1 基金積立金	91,467,000
7 諸支出金		31,523,200
	1 償還金及び還付加算金	31,520,200
	2 延滞金	3,000
8 予備費		8,355,800
	1 予備費	8,355,800
歳 出 合 計		7,252,621,000

歳入歳出差引残額

82,525,863円

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
105,245,800		3,632,200	3,632,200
92,472,105		2,154,895	2,154,895
11,930,123		993,877	993,877
269,066		266,934	266,934
574,506		216,494	216,494
5,014,282,801		15,767,199	15,767,199
4,377,902,468		12,305,494	12,305,494
619,035,582		20,456	20,456
		200,000	200,000
12,094,751		1,991,249	1,991,249
5,250,000		1,250,000	1,250,000
1,871,440,335		2,665	2,665
1,257,780,631		1,369	1,369
450,892,889		1,111	1,111
162,766,815		185	185
		1,000	1,000
		1,000	1,000
95,716,187		15,186,813	15,186,813
47,690,040		4,058,960	4,058,960
48,026,147		11,127,853	11,127,853
91,465,576		1,424	1,424
91,465,576		1,424	1,424
31,235,423		287,777	287,777
31,234,023		286,177	286,177
1,400		1,600	1,600
		8,355,800	8,355,800
		8,355,800	8,355,800
7,209,386,122		43,234,878	43,234,878

科 目		予 算			現 額	節	
款	項 目	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 繰 越 財 源 充 当 額	計	区 分	
						金 額	金 額
1	国民健康保険税	1,470,225,000			1,470,225,000		
1	国民健康保険税	1,470,225,000			1,470,225,000		
1	一般被保険者国民健康保険税	1,464,442,000			1,464,442,000		
						1 医療給付費分現年課税分	938,817,000
						2 後期高齢者支援金分現年課税分	343,852,000
						3 介護納付金分現年課税分	123,622,000
						4 医療給付費分滞納繰越分	43,324,000
						5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	8,672,000
						6 介護納付金分滞納繰越分	6,155,000
2	退職被保険者等国民健康保険税	5,783,000			5,783,000		
						1 医療給付費分現年課税分	843,000
						2 後期高齢者支援金分現年課税分	356,000
						3 介護納付金分現年課税分	200,000
						4 医療給付費分滞納繰越分	2,905,000
						5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	640,000
						6 介護納付金分滞納繰越分	839,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考
1,912,855,049	1,486,937,115	15,859,581	410,058,353	
1,912,855,049	1,486,937,115	15,859,581	410,058,353	
1,834,295,033	1,482,455,821	14,816,256	337,022,956	
963,771,150	919,562,411		44,208,739	医療給付費分現年度分(収納率95.5%) 907,129,475 医療給付費分過年度分(収納率92.6%) 12,432,936
373,394,130	359,451,596		13,942,534	後期高齢者支援金分現年度分(収納率96.3%) 355,018,914 後期高齢者支援金分過年度分(収納率93.0%) 4,432,682
139,066,414	130,330,410		8,736,004	介護納付金分現年度分(収納率93.8%) 128,504,778 介護納付金分過年度分(収納率90.2%) 1,825,632
272,022,541	49,471,886	10,660,032	211,890,623	医療給付費分滞納繰越分(収納率18.2%) 49,471,886
57,210,313	15,847,125	2,714,218	38,648,970	後期高齢者支援金分滞納繰越分(収納率27.7%) 15,847,125
28,830,485	7,792,393	1,442,006	19,596,086	介護納付金分滞納繰越分(収納率27.0%) 7,792,393
78,560,016	4,481,294	1,043,325	73,035,397	
929,001	855,359		73,642	医療給付費分現年度分(収納率99.0%) 795,429 医療給付費分過年度分(収納率47.7%) 59,930
414,278	384,863		29,415	後期高齢者支援金分現年度分(収納率98.7%) 363,943 後期高齢者支援金分過年度分(収納率45.9%) 20,920
375,627	353,531		22,096	介護納付金分現年度分(収納率98.3%) 337,431 介護納付金分過年度分(収納率49.8%) 16,100
51,266,964	1,724,913	838,014	48,704,037	医療給付費分滞納繰越分(収納率3.4%) 1,724,913
10,257,439	567,695	76,306	9,613,438	後期高齢者支援金分滞納繰越分(収納率5.5%) 567,695
15,316,707	594,933	129,005	14,592,769	介護納付金分滞納繰越分(収納率3.9%) 594,933

科 目		予 算			現 額		
款	項 目	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	繼 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 繰 越 財 源 充 当 額	計	節	
						区 分	金 額
2	使用料及び手数料	700,000			700,000		
1	手数料	700,000			700,000		
1	督促手数料	700,000			700,000	1 督促手数料	700,000
3	国庫支出金	1,000			1,000		
1	国庫補助金	1,000			1,000		
1	災害臨時特例補助金	1,000			1,000	1 災害臨時特例補助金	1,000
4	県支出金	5,051,382,000	67,727,000		5,119,109,000		
1	県補助金	5,051,381,000	67,727,000		5,119,108,000		
1	保険給付費等交付金	5,051,381,000	67,727,000		5,119,108,000	1 保険給付費等交付金	5,119,108,000
2	財政安定化基金交付金	1,000			1,000		
1	財政安定化基金交付金	1,000			1,000	1 財政安定化基金交付金	1,000
5	財産収入	28,000	31,000		59,000		
1	財産運用収入	28,000	31,000		59,000		
1	利子及び配当金	28,000	31,000		59,000	1 基金収入	59,000
6	繰入金	544,877,000	△22,159,000		522,718,000		

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考
2,378,300	888,300	163,000	1,327,000	
2,378,300	888,300	163,000	1,327,000	
2,378,300	888,300	163,000	1,327,000	
2,378,300	888,300	163,000	1,327,000	督促手数料 888,300
220,000	220,000			
220,000	220,000			
220,000	220,000			
220,000	220,000			災害臨時特例補助金 220,000
5,128,230,584	5,128,230,584			
5,128,230,584	5,128,230,584			
5,128,230,584	5,128,230,584			
5,128,230,584	5,128,230,584			普通交付金 5,012,183,798 特別交付金 116,046,786
58,205	58,205			
58,205	58,205			
58,205	58,205			
58,205	58,205			財政調整基金利子収入 58,205
519,432,059	519,432,059			

科 目		予 算			現 額		
款 項	目	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 繰 越 財 源 充 当 額	計	節	
						区 分	金 額
1	他会計繰入金	544,876,000	△22,159,000		522,717,000		
	1 一般会計繰入金	544,876,000	△22,159,000		522,717,000		
						1 保険基盤安定繰入金	365,097,000
						2 職員給与費等繰入金	106,956,000
						3 出産育児一時金繰入金	8,960,000
						4 財政安定化支援事業繰入金	41,704,000
2	基金繰入金	1,000			1,000		
	1 財政調整基金繰入金	1,000			1,000		
						1 財政調整基金繰入金	1,000
7	繰越金	1,000	125,099,000		125,100,000		
	1 繰越金	1,000	125,099,000		125,100,000		
	1 繰越金	1,000	125,099,000		125,100,000		
						1 前年度繰越金	125,100,000
8	諸収入	14,709,000			14,709,000		
	1 延滞金加算金及び過料	6,106,000			6,106,000		
	1 一般被保険者延滞金	6,000,000			6,000,000		
						1 一般被保険者延滞金	6,000,000
	2 退職被保険者等延滞金	100,000			100,000		
						1 退職被保険者等延滞金	100,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考
519,432,059	519,432,059			
519,432,059	519,432,059			
365,096,459	365,096,459			保険基盤安定繰入金 365,096,459
104,823,600	104,823,600			職員給与費等繰入金 104,823,600
7,808,000	7,808,000			出産育児一時金繰入金 7,808,000
41,704,000	41,704,000			財政安定化支援事業繰入金 41,704,000
125,100,371	125,100,371			
125,100,371	125,100,371			
125,100,371	125,100,371			
125,100,371	125,100,371			前年度繰越金 125,100,371
31,317,327	31,045,351	38,577	233,399	
14,734,739	14,734,739			
14,449,716	14,449,716			
14,449,716	14,449,716			一般被保険者延滞金 14,449,716
285,023	285,023			
285,023	285,023			退職被保険者等延滞金 285,023

款	項	目	予 算			現 計	額	
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	繼 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 繰 越 財 源 充 当 額		節 区 分	金 額
		3 一般被保険者加算金	3,000			3,000		
							1 一般被保険者加算金	3,000
		4 退職被保険者等加算金	3,000			3,000		
							1 退職被保険者等加算金	3,000
		2 雑入	8,603,000			8,603,000		
		1 一般被保険者第三者納付金	5,000,000			5,000,000		
							1 一般被保険者第三者納付金	5,000,000
		2 退職被保険者等第三者納付金	50,000			50,000		
							1 退職被保険者等第三者納付金	50,000
		3 一般被保険者返納金	1,510,000			1,510,000		
							1 一般被保険者返納金	1,510,000
		4 退職被保険者等返納金	2,000			2,000		
							1 退職被保険者等返納金	2,000
		5 雑入	2,041,000			2,041,000		
							1 雑入	1,095,000
							2 国保連合会補助金	946,000
		歳入合計	7,081,923,000	170,698,000		7,252,621,000		

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考
16,582,588	16,310,612	38,577	233,399	
6,964,534	6,964,534			
6,964,534	6,964,534			一般被保険者第三者納付金 6,964,534
5,398,002	5,128,861	35,742	233,399	
5,398,002	5,128,861	35,742	233,399	一般被保険者返納金 5,080,765 一般被保険者返納金滞納繰越分 48,096
8,540	8,540			
8,540	8,540			退職被保険者等返納金 8,540
4,211,512	4,208,677	2,835		
3,368,706	3,365,871	2,835		雑入 2,535,199 雇用保険料個人負担金 11,672 特定健診自己負担金 819,000
842,806	842,806			国保連合会補助金 842,806
7,719,591,895	7,291,911,985	16,061,158	411,618,752	

歳 出

科 目		予 算 現 額				計	節	
款	項 目	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減		区 分	金 額
1	総務費	112,485,000	△3,607,000			108,878,000		
	1 総務管理費	98,234,000	△3,607,000			94,627,000		
	1 一般管理費	93,304,000	△3,607,000			89,697,000		
							2 給料	36,632,000
							3 職員手当等	26,001,005
							4 共済費	12,484,995
							7 賃金	1,786,000
							9 旅費	21,000
							11 需用費	724,000
							12 役務費	1,669,000
							13 委託料	10,376,000
							14 使用料及び賃借料	3,000
	2 国民健康保険団体連合会負担金	4,930,000				4,930,000		
							19 負担金補助及び交付金	4,930,000
2	徴税费	12,924,000				12,924,000		
	1 賦課徴収費	12,924,000				12,924,000		
							11 需用費	2,101,000

支出済額	翌年度繰越額			不用額	備考
	継続費 通次繰越	繰越 明許費	事故 繰越し		
105,245,800				3,632,200	
92,472,105				2,154,895	
87,564,037				2,132,963	
36,442,200				189,800	1職員人件費 73,615,756
25,818,560				182,445	【総務部 総務課】
11,638,220				846,775	・一般職給料(11人) 36,442,200
1,732,987				53,013	・扶養手当 798,000
19,980				1,020	・管理職手当 285,600
542,740				181,260	・住居手当 234,000
1,460,503				208,497	・通勤手当 420,600
9,908,847				467,153	・時間外勤務手当 2,479,005
				3,000	・管理職員特別勤務手当 9,000
					・期末手当 8,172,148
					・勤勉手当 5,691,767
					・児童手当 440,000
					・退職手当負担金 7,288,440
					・共済費 11,289,996
					・地方公務員災害補償基金負担金 65,000
					2一般管理費 13,948,281
					【健康福祉部 保険年金課】
					・社会保険料 283,224
					・臨時職員賃金 1,732,987
					・普通旅費 19,980
					・消耗品費 542,740
					・通信運搬費 1,460,503
					・国保ラインシステム保守業務委託料 220,000
					・被保険者証年次更新業務委託料 363,698
					・高額療養費支給勸奨通知作成委託料 270,983
					・国保情報集約システム運用保守業務委託料 2,364,420
					・共同電算処理業務委託料 5,855,140
					・レセプト電算処理業務委託料 834,606
4,908,068				21,932	
4,908,068				21,932	1連合会負担金 4,908,068
					【健康福祉部 保険年金課】
					・第一種負担金 3,760,798
					・求償事務受益者負担金 1,147,270
11,930,123				993,877	
11,930,123				993,877	
1,707,708				393,292	1賦課経費 4,732,773
					【市民生活部 税務課】

科 目		予 算 現 額					節	
款	項 目	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	繼 続 費 及 業 務 費 額 繰 越 事 業 費	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減	計	区 分	金 額
							12 役務費	6,313,000
							13 委託料	2,153,000
							19 負担金補助 及び交付金	2,357,000
	3 運営協議会費	536,000				536,000		
	1 運営協議会 費	536,000				536,000		
							1 報 酬	375,000
							9 旅 費	12,000
							11 需用費	116,000
							12 役務費	33,000
	4 趣旨普及費	791,000				791,000		
	1 趣旨普及費	791,000				791,000		
							11 需用費	791,000
	2 保険給付費	4,961,443,000	68,607,000			5,030,050,000		
	1 療養諸費	4,349,633,000	47,727,000		△7,152,038	4,390,207,962		
	1 一般被保険 者療養給付 費	4,295,023,000	47,727,000			4,342,750,000		
							19 負担金補助 及び交付金	4,342,750,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額			不用額	備考
	継続費 通次繰越	繰越 明許費	事故 繰越し		
5,762,716				550,284	・消耗品費 4,577
2,103,595				49,405	・印刷製本費 1,046,696
					・通信運搬費 1,850,000
2,356,104				896	・保険税減免対応システム改修委託 1,831,500
					2収納経費 7,197,350
					【市民生活部 収納課】
					・消耗品費 32,055
					・印刷製本費 446,501
					・修繕料 23,997
					・燃料費 153,882
					・通信運搬費 2,754,596
					・手数料 1,158,120
					・収納業務電算作業委託料 272,095
					・嘱託徴収業務負担金 2,356,104
269,066				266,934	
269,066				266,934	
145,000				230,000	1運営協議会費 269,066
					【健康福祉部 保険年金課】
2,560				9,440	・運営協議会委員報酬 145,000
					・費用弁償 2,560
112,215				3,785	・消耗品費 112,215
					・通信運搬費 9,291
9,291				23,709	
574,506				216,494	
574,506				216,494	
574,506				216,494	1趣旨普及費 574,506
					【健康福祉部 保険年金課】
					・消耗品費 185,166
					・印刷製本費 389,340
5,014,282,801				15,767,199	
4,377,902,468				12,305,494	
4,332,425,589				10,324,411	
4,332,425,589				10,324,411	1一般被保険者療養給付費 4,332,425,589
					【健康福祉部 保険年金課】
					・一般被保険者療養給付費 4,332,425,589

科 目		予 算 現 額					節	
款	項 目	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	繼 続 費 及 業 務 費 等 費 額 繰 越 事 業 費	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減	計	区 分	
							金 額	金 額
	2 退職被保険者等療養給付費	17,588,000			△9,174,391	8,413,609		
							19 負担金補助及び交付金	8,413,609
	3 一般被保険者療養費	25,823,000			2,022,353	27,845,353		
							19 負担金補助及び交付金	27,845,353
	4 退職被保険者等療養費	200,000			△125,766	74,234		
							19 負担金補助及び交付金	74,234
	5 審査支払手数料	10,999,000			125,766	11,124,766		
							13 委託料	11,124,766
	2 高額療養費	591,904,000	20,000,000		7,152,038	619,056,038		
	1 一般被保険者高額療養費	587,937,000	20,000,000		8,913,953	616,850,953		
							19 負担金補助及び交付金	616,850,953

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額			不用額	備考
	継続費 通次繰越	繰越 明許費	事故 繰越し		
6,457,461				1,956,148	
6,457,461				1,956,148	1退職被保険者等療養給付費 6,457,461 【健康福祉部 保険年金課】 ・退職被保険者等療養給付費 6,457,461 02-01-03-001-19-004-001へ流用 △2,022,353 02-02-01-001-19-004-001へ流用 △6,941,006 02-02-03-001-19-004-001へ流用 △211,032
27,845,353					
27,845,353					1一般被保険者療養費 27,845,353 【健康福祉部 保険年金課】 ・一般被保険者療養費 27,845,353 02-01-02-001-19-004-001から流用 2,022,353
49,299				24,935	
49,299				24,935	1退職被保険者等療養費 49,299 【健康福祉部 保険年金課】 ・退職被保険者等療養費 49,299 02-01-05-001-13-002-001へ流用 △125,766
11,124,766					
11,124,766					1審査支払手数料 11,124,766 【健康福祉部 保険年金課】 ・診療報酬審査委託料 11,124,766 02-01-04-001-19-004-001から流用 125,766
619,035,582				20,456	
616,850,953					
616,850,953					1一般被保険者高額療養費 616,850,953 【健康福祉部 保険年金課】 ・一般被保険者高額療養費 616,850,953 02-01-02-001-19-004-001から流用 6,941,006

科 目		予 算 現 額					節	
款	項 目	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	繼 続 費 及 業 務 費 等 費 額	予 備 費 支 出 及 流 用 増 減	計	節	
							区 分	金 額
	2 退職被保険者等高額療養費	3,194,000			△1,931,967	1,262,033		
							19 負担金補助及び交付金	1,262,033
	3 一般被保険者高額介護合算療養費	647,000			211,032	858,032		
							19 負担金補助及び交付金	858,032
	4 退職被保険者等高額介護合算療養費	126,000			△40,980	85,020		
							19 負担金補助及び交付金	85,020
	3 移送費	200,000				200,000		
	1 一般被保険者移送費	100,000				100,000		
							19 負担金補助及び交付金	100,000
	2 退職被保険者等移送費	100,000				100,000		
							19 負担金補助及び交付金	100,000

支出済額	翌年度繰越額			不用額	備考
	継続費 通次繰越	繰越 明許費	事故 繰越し		
					02-02-02-001-19-004-001から流用 1,931,967 02-02-04-001-19-004-001から流用 40,980
1,262,033					
1,262,033					1退職被保険者等高額療養費 1,262,033 【健康福祉部 保険年金課】 ・退職被保険者等高額療養費 1,262,033 02-02-01-001-19-004-001へ流用 △1,931,967
858,032					
858,032					1一般被保険者高額介護合算療養費 858,032 【健康福祉部 保険年金課】 ・一般被保険者高額介護合算療養費 858,032 02-01-02-001-19-004-001から流用 211,032
64,564				20,456	
64,564				20,456	1退職被保険者等高額介護合算療養費 64,564 【健康福祉部 保険年金課】 ・退職被保険者等高額介護合算療養費 64,564 02-02-01-001-19-004-001へ流用 △40,980
				200,000	
				100,000	
				100,000	
				100,000	
				100,000	

科 目		予 算 現 額					節	
款	項 目	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	繼 続 費 及 業 務 費 額 繰 越 事 業 費	予 備 費 支 出 及 流 用 増 減	計	節	
							区 分	金 額
	4 出産育児一時金	13,206,000	880,000			14,086,000		
	1 出産育児一時金	13,200,000	880,000			14,080,000		
							19 負担金補助 及び交付金	14,080,000
	2 審査支払手数料	6,000				6,000		
							13 委託料	6,000
	5 葬祭費	6,500,000				6,500,000		
	1 葬祭費	6,500,000				6,500,000		
							19 負担金補助 及び交付金	6,500,000
	3 国民健康保険事業費納付金	1,871,443,000				1,871,443,000		
	1 医療給付費分	1,257,782,000				1,257,782,000		
	1 一般被保険者医療給付費分	1,254,034,000				1,254,034,000		
							19 負担金補助 及び交付金	1,254,034,000
	2 退職被保険者等医療給付費分	3,748,000				3,748,000		
							19 負担金補助 及び交付金	3,748,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額			不用額	備考
	継続費 通次繰越	繰越 明許費	事故 繰越し		
12,094,751				1,991,249	
12,089,921				1,990,079	
12,089,921				1,990,079	1出産育児一時金 12,089,921 【健康福祉部 保険年金課】 ・出産育児一時金 12,089,921
4,830				1,170	
4,830				1,170	1審査支払手数料 4,830 【健康福祉部 保険年金課】 ・出産育児一時金支払手数料 4,830
5,250,000				1,250,000	
5,250,000				1,250,000	
5,250,000				1,250,000	1葬祭費 5,250,000 【健康福祉部 保険年金課】 ・葬祭費 5,250,000
1,871,440,335				2,665	
1,257,780,631				1,369	
1,254,033,049				951	
1,254,033,049				951	1一般被保険者医療給付費分 1,254,033,049 【健康福祉部 保険年金課】 ・一般被保険者医療給付費分 1,254,033,049
3,747,582				418	
3,747,582				418	1退職被保険者等医療給付費分 3,747,582 【健康福祉部 保険年金課】 ・退職被保険者等医療給付費分 3,747,582

科 目		予 算 現 額					節	
款	項 目	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	繼 続 費 及 業 務 費 支 出 及 予 備 費 支 出 及 流 用 増 減	計	節		
						区 分	金 額	
	2 後期高齢者支援金等分	450,894,000			450,894,000			
	1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	449,898,000			449,898,000			
						19 負担金補助及び交付金	449,898,000	
	2 退職被保険者等後期高齢者支援金等分	996,000			996,000			
						19 負担金補助及び交付金	996,000	
	3 介護納付金分	162,767,000			162,767,000			
	1 介護納付金分	162,767,000			162,767,000			
						19 負担金補助及び交付金	162,767,000	
	4 財政安定化基金拠出金	1,000			1,000			
	1 財政安定化基金拠出金	1,000			1,000			
	1 財政安定化基金拠出金	1,000			1,000			
						19 負担金補助及び交付金	1,000	
	5 保健事業費	110,903,000			110,903,000			

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額			不用額	備考
	継続費 通次繰越	繰越 明許費	事故 繰越し		
450,892,889				1,111	
449,897,851				149	
449,897,851				149	1一般被保険者後期高齢者支援金等分 449,897,851 【健康福祉部 保険年金課】 ・一般被保険者後期高齢者支援金等分 449,897,851
995,038				962	
995,038				962	1退職被保険者等後期高齢者支援金等分 995,038 【健康福祉部 保険年金課】 ・退職被保険者等後期高齢者支援金等分 995,038
162,766,815				185	
162,766,815				185	
162,766,815				185	1介護納付金分 162,766,815 【健康福祉部 保険年金課】 ・介護納付金分 162,766,815
				1,000	
				1,000	
				1,000	
				1,000	
95,716,187				15,186,813	

科 目		予 算 現 額					節	
款	項 目	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	繼 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 繰 越 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減	計	節	
							区 分	金 額
	1 特定健康診査 等事業費	51,749,000				51,749,000		
	1 特定健康診 査等事業費	51,749,000				51,749,000		
							8 報償費	4,219,182
							11 需用費	322,000
							12 役務費	1,230,818
							13 委託料	45,977,000
	2 保健事業費	59,154,000				59,154,000		
	1 保健衛生普 及費	59,154,000				59,154,000		
							4 共済費	353,000
							7 賃 金	2,200,000
							8 報償費	835,000
							9 旅 費	42,000
							11 需用費	1,281,000
							12 役務費	2,947,000
							13 委託料	15,768,000
							19 負担金補助 及び交付金	35,721,000
							27 公課費	7,000
	6 基金積立金	28,000	91,439,000			91,467,000		
	1 基金積立金	28,000	91,439,000			91,467,000		

支出済額	翌年度繰越額			不用額	備考
	継続費 通次繰越	繰越 明許費	事故 繰越し		
47,690,040				4,058,960	
47,690,040				4,058,960	
3,841,500				377,682	1特定健康診査等事業費 47,690,040 【健康福祉部 保険年金課】
234,898				87,102	・特定健診従事者謝金 3,841,500
1,230,818					・印刷製本費 234,898
42,382,824				3,594,176	・通信運搬費 1,230,818
					・特定健診受診勧奨通知委託料 3,372,485
					・特定健康診査委託料 35,595,752
					・特定健康診査審査委託料 2,008,791
					・特定保健指導委託料 1,405,796
48,026,147				11,127,853	
48,026,147				11,127,853	
345,484				7,516	1保健事業費 48,026,147 【健康福祉部 保険年金課】
2,157,761				42,239	・社会保険料 345,484
754,700				80,300	・保健指導看護師賃金 2,157,761
37,220				4,780	・補助事業謝金 754,700
910,209				370,791	・普通旅費 37,220
1,503,647				1,443,353	・消耗品費 407,182
12,600,936				3,167,064	・印刷製本費 417,645
29,709,590				6,011,410	・修繕料 60,544
6,600				400	・燃料費 24,838
					・通信運搬費 1,459,013
					・手数料 8,120
					・自動車保険料 36,514
					・医療費通知作成委託料 437,214
					・ジェネリック医薬品差額通知委託料 4,212,995
					・慢性腎臓病（CKD）進行予防事業委託料 1,630,000
					・糖尿病性腎症重症化予防事業委託料 854,000
					・慢性閉塞性肺疾患（COPD）進行予防事業委託料 549,640
					・脳梗塞再発予防事業委託料 110,000
					・レセプト点検業務委託料 4,153,627
					・残薬・ポリファーマシー対策事業委託料 653,460
					・人間ドック助成金 29,709,590
					・自動車重量税 6,600
91,465,576				1,424	
91,465,576				1,424	

科 目		予 算 現 額					節	
款	項 目	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	繼 続 費 及 業 務 費 額 繰 越 事 業 費 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減	計	節	
							区 分	金 額
	1 財政調整基金積立金	28,000	91,439,000			91,467,000		
							25 積立金	91,467,000
7	諸支出金	15,620,000	14,259,000		1,644,200	31,523,200		
	1 償還金及び還付加算金	15,617,000	14,259,000		1,644,200	31,520,200		
	1 過年度支出金	301,000	14,259,000			14,560,000		
							23 償還金利子及び割引料	14,560,000
	2 一般被保険者保険税還付金	15,000,000			1,541,100	16,541,100		
							23 償還金利子及び割引料	16,541,100
	3 退職被保険者等保険税還付金	100,000				100,000		
							23 償還金利子及び割引料	100,000
	4 一般被保険者還付加算金	200,000			103,100	303,100		
							23 償還金利子及び割引料	303,100
	5 退職被保険者等還付加算金	16,000				16,000		

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額			不用額	備考
	継続費 通次繰越	繰越 明許費	事故 繰越し		
91,465,576				1,424	
91,465,576				1,424	1財政調整基金積立金 91,465,576 【健康福祉部 保険年金課】 ・財政調整基金利子積立金 58,205 ・財政調整基金積立金 91,407,371
31,235,423				287,777	
31,234,023				286,177	
14,389,823				170,177	
14,389,823				170,177	1国庫支出金等返還金 14,389,823 【健康福祉部 保険年金課】 ・国庫支出金等返還金 14,259,732 ・指定公費返還金 130,091
16,541,100					
16,541,100					1一般被保険者保険税還付金 16,541,100 【市民生活部 収納課】 ・国保税還付金 16,541,100 予備費から充用 1,541,100
				100,000	
				100,000	
303,100					
303,100					1一般被保険者還付加算金 303,100 【市民生活部 収納課】 ・国保税還付加算金 303,100 予備費から充用 103,100
				16,000	

科 目		予 算 現 額					節	
款	項 目	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	繼 続 費 及 予 備 費 支 出 及 流 用 増 減	計	節		
						区 分	金 額	
						23 償還金利息及び割引料	16,000	
	2 延滞金	3,000			3,000			
	1 延滞金	3,000			3,000			
						23 償還金利息及び割引料	3,000	
	8 予備費	10,000,000			△1,644,200	8,355,800		
	1 予備費	10,000,000			△1,644,200	8,355,800		
	1 予備費	10,000,000			△1,644,200	8,355,800		
	歳 出 合 計	7,081,923,000	170,698,000			7,252,621,000		

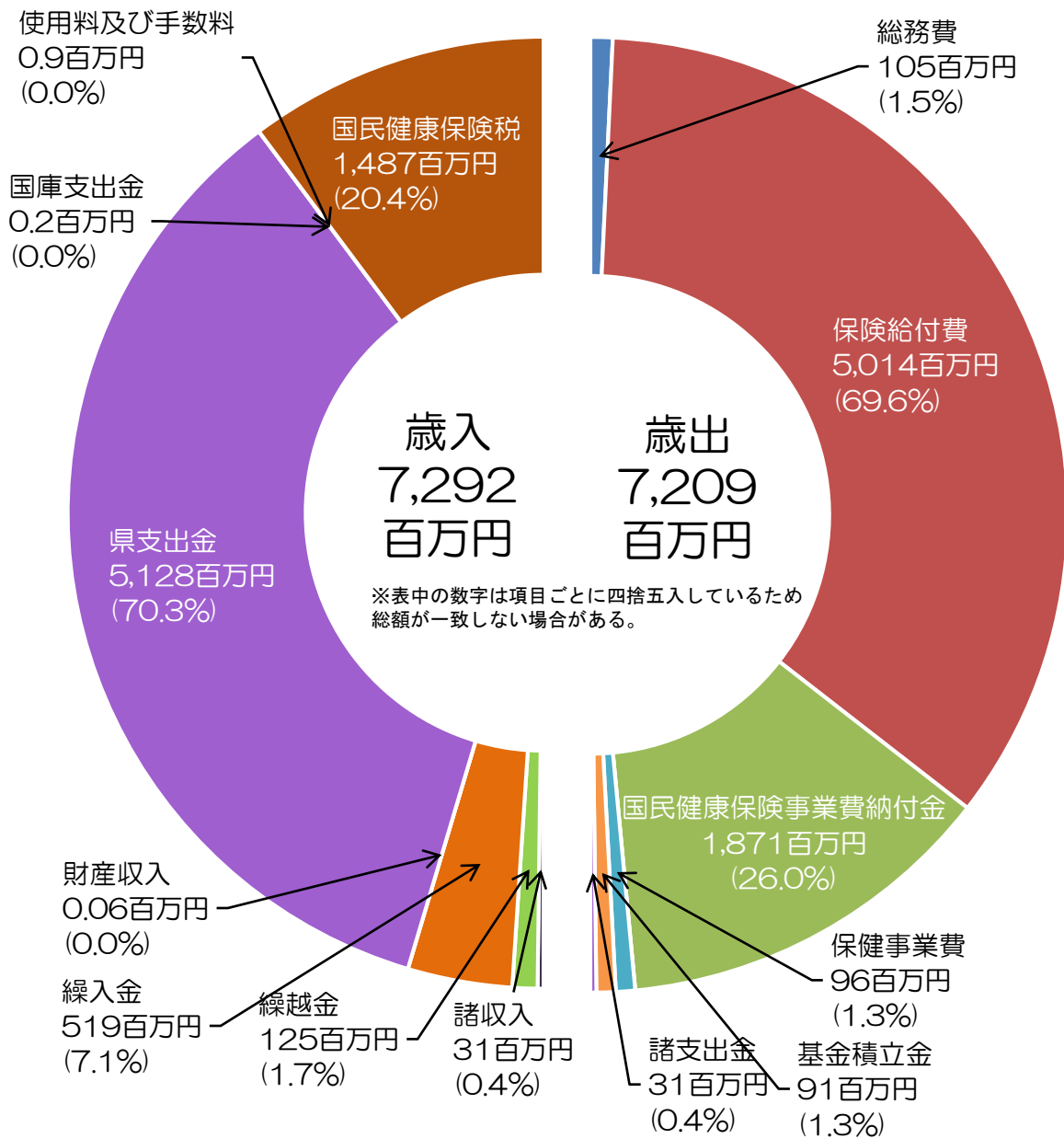
(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額			不用額	備考
	継続費 通次繰越	繰越 明許費	事故 繰越し		
				16,000	
1,400				1,600	
1,400				1,600	
1,400				1,600	1延滞金 1,400 【市民生活部 収納課】 ・延滞金 1,400
				8,355,800	
				8,355,800	
				8,355,800	07-01-02-001-23-001-001～充用 1,541,100 07-01-04-001-23-003-001～充用 103,100
7,209,386,122				43,234,878	

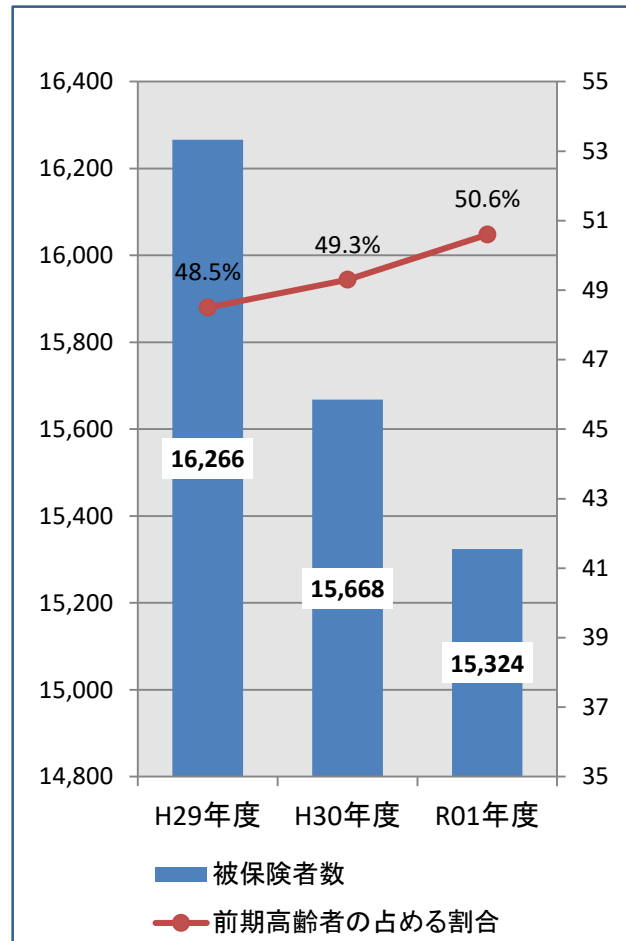
令和元年度 燕市国民健康保険 特別会計決算の概要について

燕市国民健康保険
令和2年8月

◆令和元年度国民健康保険会計決算の概要



◆被保険者の推移



	H29年度	H30年度	R01年度
世帯数	9,827世帯	9,616世帯	9,567世帯
被保険者数	16,266人	15,668人	15,324人
前期高齢者 (全体に占める割合)	7,896人 (48.5%)	7,721人 (49.3%)	7,755人 (50.6%)

(すべて年度末時点)

◆令和元年度燕市国民健康保険特別会計決算

◆歳入 (単位: 百万円)

	H30年度 決算	R01年度 最終予算	R01年度 決算	決算比較 (R01-H30)
①国民健康保険税	1,555	1,470	1,487	▲ 68
②使用料及び手数料	0.8	0.7	0.9	0.1
③国庫支出金	0.4	0.001	0.2	▲ 0.2
④県支出金	5,090	5,119	5,128	38
⑤財産収入	0.04	0.06	0.06	0.02
⑥繰入金	552	523	519	▲ 33
⑦繰越金	520	125	125	▲ 395
⑧諸収入	20	15	31	11
※療養給付費等交付金	8	—	—	皆減
【合計】	7,748	7,253	7,292	▲ 456

◆基金の状況 (単位: 百万円)

H30年度末 残高	R01年度 積立額	R01年度 取崩額	R01年度末 残高
773	91	0	864

◆歳出 (単位: 百万円)

	H30年度 決算	R01年度 最終予算	R01年度 決算	決算比較 (R01-H30)
①総務費	109	109	105	▲ 4
②保険給付費	4,975	5,030	5,014	39
③国民健康保険事業費 納付金	1,866	1,871	1,871	5
④財政安定化基金拠出金	0	0.001	0	0
⑤保険事業費	103	111	96	▲ 7
⑥基金積立金	216	91	91	▲ 125
⑦諸支出金	353	32	31	▲ 322
⑧予備費	0	8	0	0
【合計】	7,623	7,253	7,209	▲ 414

※表中の数字は項目ごとに四捨五入しているため、総額が一致しない場合がある。

平成30年度国民健康保険制度改革に伴い、これまで市町村に交付されていた「療養給付費等交付金」などの財源は平成30年度より県に交付されることとなり、市町村が保険給付に必要な費用は「普通交付金（県支出金の一部）」として県から交付される仕組みになりました。令和元年度より、療養給付費等交付金は皆減となったことや、繰越金が大幅に減額となったことに伴い、歳入全体として5.9%（4億5,608万円）の減となっています。

平成30年度において行った一般会計繰出金（2億2,000万円）の減少（諸支出金の減少）や繰越金の減少に伴う基金積立金の減少などにより、歳出全体として5.4%（4億1,351万円）の減となっています。

歳入歳出差引額は8,253万円と、前年繰越額より4,258万円の減となっています。

また、基金については、令和元年度中に9,147万円を積み立て、令和元年度末残高が8億6,402万円となっております。

国民健康保険特別会計の資産（繰越額と基金残高の合計）としては、令和元年度末で9億4,654万円となり、4,889万円の増となっています。

◆平成30年度からの国保財政の仕組み

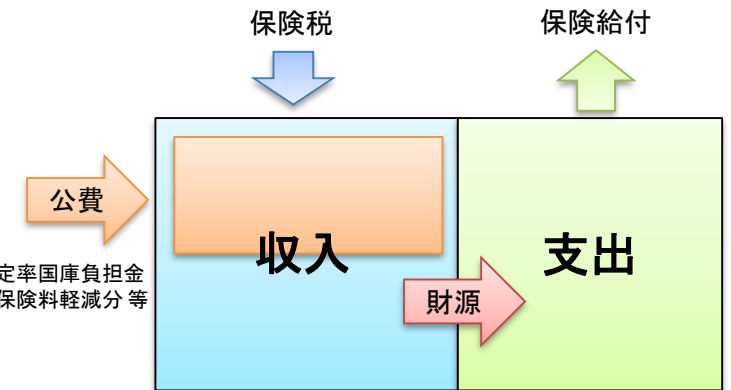
- 新潟県が財政運営の責任主体となり、県内市町村ごとの医療費水準・所得水準を考慮し、国保事業費納付金を決定します。
- 燕市は、新潟県が決定した納付金を納付します。
- 燕市が保険給付に必要な費用は、新潟県から普通交付金として全額交付されます。

平成29年度以前

保険給付に係る収支のイメージ

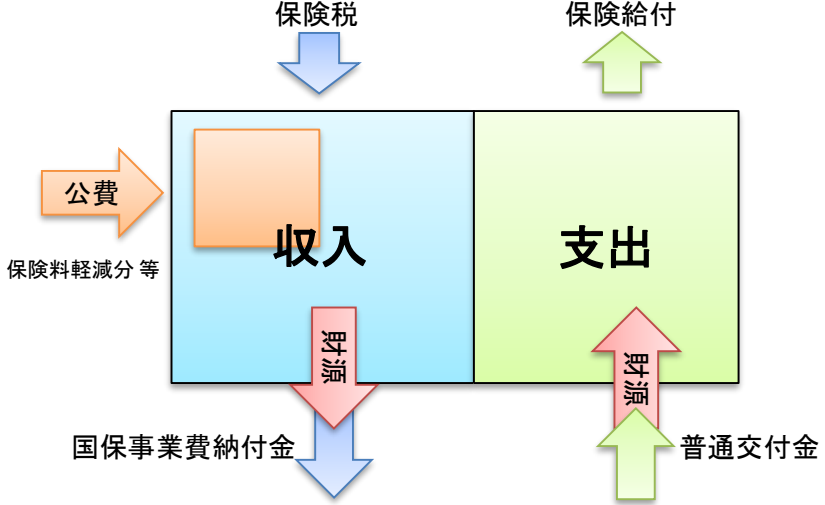
平成30年度以降

燕市の国保会計

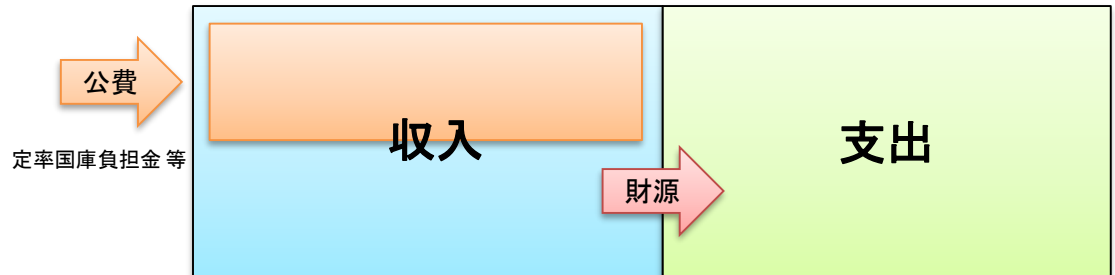


医療費の高騰により、公費や保険税で保険給付を賄えない場合、基金取崩や一般会計からの繰入金などにより財源不足を補う必要がありました。

燕市の国保会計



新潟県の国保会計



新潟県は、県内市町村の国保財政の「入り」と「出」を管理することになります。燕市は、国保事業費納付金を納められるよう税率を調整する必要があります。

◆歳入の概要

①国民健康保険税 1,486,937,115円 (▲68,506,014円)

国保の保険税は、新潟県が算定する「国民健康保険事業費納付金」の額から、国保の補助金や繰入金を差し引いた分が国保税額の総額になります。世帯ごとに課税となり、所得割（世帯の被保険者の所得に応じて計算）＋均等割（世帯の被保険者数に応じて計算）＋平等割（1世帯あたりの年間定額）で保険税が決まります。



国保の保険税として、医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分を合わせて納めます。介護保険分については、40～64歳の人（介護保険の第2号被保険者）が納めます。R1年度の燕市国民健康保険税は14億8,694万円で、被保険者数の減少に加え、税率の減額改定より対前年度で6,851万円減少しております。

②使用料及び手数料 888,300円 (+ 92,500円)

国民健康保険税の督促手数料です。

③国庫支出金 220,000円 (▲144,000円)

東日本大震災に伴う原発事故で避難された方に対し、国保税と医療機関に受診した際の自己負担金の減免を行っています。この減免により増加した燕市の負担に対して、国から補助金が交付されます。

国庫支出金は、これまで主となっていた療養給付費等負担金と財政調整交付金ですが、H30年度国民健康保険制度改革により新潟県に移管されました。これらは、新潟県の国保特別会計において「普通交付金」を交付するための財源となっています。

※療養給付費等交付金 0円 (▲8,281,186円)

療養給付費等交付金は、毎年度被用者保険等被保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する拠出金から支払基金が交付しているものです。

H30年度国民健康保険制度改革により新潟県に移管され、「普通交付金」を交付するための財源となっています。精算が完了したため、皆減となりました。

④県支出金 5,128,230,584円 (+37,801,442円)

県支出金は、「保険給付費等交付金」と「財政安定化基金交付金」からなります。主となる「保険給付費等交付金」は、「普通交付金」と「特別交付金」に大別され、前者は燕市が支給する保険給付費と同額が交付され、後者は燕市の医療費適正化に向けた取り組みや特別な事情により発生した財政負担に対して交付されます。また、市町村の責めによらない事情により収納率が低下し、財政悪化が見込まれる場合に、新潟県が設置した財政安定化基金の一部を取り崩して貸付または交付を受けることができます。

H30年度国民健康保険制度改革により「普通交付金」が新設され、これにより市町村において急な医療費増が発生しても同額が交付されるため、財政の安定化が図られます。また、特別交付金のうち医療費適正化の取り組みに応じて交付される「被保険者努力支援制度」では、指標ごとの評価を点数化し順位づけされます。燕市は、R01年度において全国133位（県内11位）の評価を得ています。

⑤財産収入 58,205円 (+16,585円)

基金の運用によって生じた利息です。生じた利息は、全額を歳出の基金積立金から支出し、財政調整基金に積み立てます。

⑥繰入金 519,432,059円 (▲32,769,512円)

一般会計繰入金は、国の基準による法定繰入と市の基準による法定外繰入があり、それぞれの基準に合わせて繰入を行っています。

繰入金では、低所得者に対する保険税軽減相当額を公費で補てんする目的（保険基盤安定繰入）や国保担当職員の人件費などに対して繰入が行われます。このうち保険基盤安定繰入金は、国保税とともに「国民健康保険事業費納付金」を新潟県に納付するための主な財源となっています。

⑧繰越金 125,100,371円 (▲395,309,710円)

前年度国保特別会計からの繰越金になります。

⑨諸収入 31,045,351円 (+11,020,714円)

国民健康保険税の未納に係る延滞金及び加算金などからなります。

◆歳出の概要

①総務費 105,245,800円 (▲3,809,403円)

国民健康保険事業の管理運営にかかる全体的な経費になります。

H30年度の総務費は1億906万円となり、839万円の支出減になります。これは、H30年度国民健康保険制度改革に向けた情報連携のためのシステム改修が、H29年度で完了したためです。

②保険給付費 5,014,282,801円 (+38,882,956円)

主に国民健康保険被保険者が受けた診療に対して給付される費用で、療養給付費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などがこれに該当します。

国民健康保険特別会計歳出において、その大部分(69.6%)を占めています。R1年度の保険給付費は50億1,428万円で、被保険者数は減少したものの、一人当たり給付費の増加により前年度から3,888万円増加しています。

※保険給付費の推移(燕市支払分)									
〔一般+退職〕									
年度	平均被保者数	療養給付費	療養費	高額療養費	その他	保険給付費合計			
H24年度	20,690人 97.07%	@232,095 101.28%	4,802,045,835円 98.31%	31,525,420円	587,923,168円	48,043,993円	@264,357 102.02%	5,469,538,416円 99.03%	
H25年度	20,139人 97.34%	@236,856 102.05%	4,770,044,486円 99.33%	33,052,198円	573,643,879円	44,631,116円	@269,198 101.83%	5,421,371,679円 99.12%	
H26年度	19,376人 96.21%	@242,188 102.25%	4,692,635,932円 98.38%	34,874,213円	569,848,661円	40,995,231円	@275,514 102.35%	5,338,354,037円 98.47%	
H27年度	18,641人 96.21%	@261,190 107.85%	4,868,835,635円 103.75%	34,905,037円	640,397,966円	42,502,469円	@299,696 108.78%	5,586,641,107円 104.65%	
H28年度	17,638人 94.62%	@249,765 95.63%	4,405,355,610円 90.48%	32,344,405円	582,800,111円	29,807,459円	@286,331 95.54%	5,050,307,585円 90.40%	
H29年度	16,618人 94.22%	@260,476 104.29%	4,328,582,046円 98.26%	30,434,292円	577,362,008円	28,190,962円	@298,746 104.34%	4,964,569,308円 98.30%	
H30年度	16,030人 96.46%	@269,508 103.47%	4,320,212,847円 99.81%	25,098,955円	601,982,079円	28,105,964円	@310,381 103.89%	4,975,399,845円 100.22%	
決算	15,519人 96.81%	@279,585 103.74%	4,338,883,050円 100.43%	27,894,652円	619,035,582円	28,469,517円	@323,106 104.10%	5,014,282,801円 100.78%	
R2年度当初	15,069人 97.10%	@293,583	4,423,996,000円	24,814,000円	659,349,000円	32,168,000円	@341,119 105.58%	5,140,327,000円 102.51%	

③国民健康保険事業費納付金 1,871,440,335円(+5,224,958円)

新潟県国民健康保険特別会計への燕市負担分になります。

新潟県が推計する県全体の保険給付費から国の負担金等を差し引いたものを、人数と所得に応じて市町村ごとに配分し、市町村は「国民健康保険事業費納付金」の「医療給付費分」としてこれを納付します。また、これまで市町村ごとに納付していた「後期高齢者支援金」と「介護納付金」はH30年度より新潟県が納付することとなり、市町村ごとの負担分をそれぞれ「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」として新潟県に納付します。

④財政安定化基金拠出金 0円 (±0円)

新潟県が設置した財政安定化基金の一部を取り崩し、貸付または交付を受けた場合に、再積立に必要な費用を拠出します。

市町村は、貸付または交付を受けた翌々年度から3年の間に、取り崩し額(交付の場合は1/3)を拠出します。

⑤保健事業費 95,716,187円 (▲7,761,343円)

保健事業費は、特定健診に対する勧奨案内などの特定健康診査等事業費と、燕市が行う各保健事業に関する保健事業費で構成されています。

燕市の特定健康診査等事業としては、未受診者に対する受診勧奨案内の発送や、生活習慣改善のための特定保健指導を行っています。また、ジェネリック差額通知・慢性腎臓病(CKD)進行予防事業・胃がんリスク検診・糖尿病性腎症重症化予防事業・COPD検診など、燕市独自で様々な保健事業に取り組んでいます。

⑥基金積立金 91,465,576円 (▲124,621,125円)

歳入の「⑧財産収入」に計上した金額を、この基金積立金へ積み立てます。また、前年度からの繰越金の一部を積み立てています。

⑦諸支出金 31,235,423円 (▲321,420,716円)

過年度分の国庫返還金や国民健康保険税の還付金・還付加算金、延滞金などからなります。

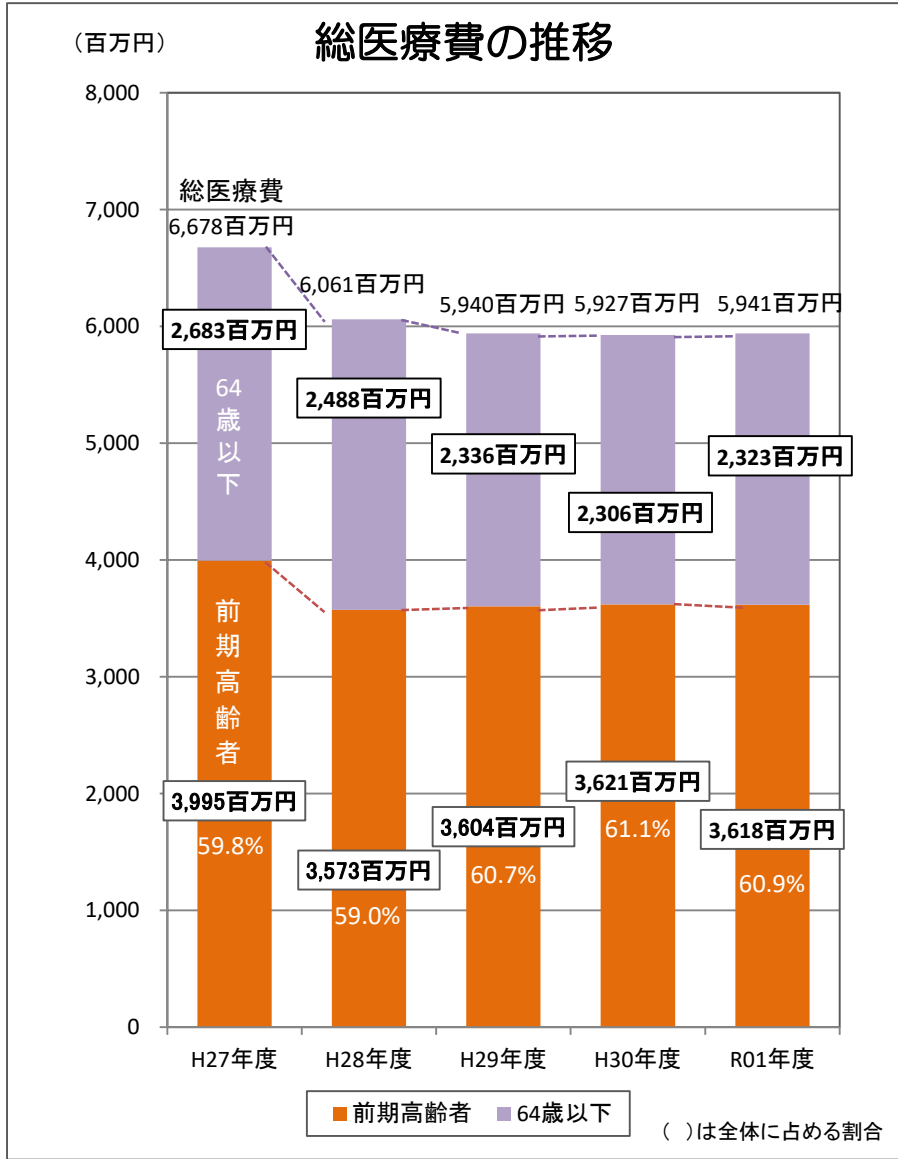
H30年度において行った一般会計繰出金(2億2,000万円)の減少や国庫支出金等返還金の大幅な減少(1億552万円)もあり、全体として3億2,142万円の減少となっています。

⑧予備費 0円 (±0円)

予定した経費の不足、または未計上の経費の必要に備えて、歳出予算に計上する経費です。

R1年度においては、社会保険の遡及適用等に伴う国保税の還付金や還付加算金が嵩んだことから、1,644,200円を諸支出金に充用しています。

◆医療費の推移



一人当たりの医療費は、「脳梗塞」や「その他の心疾患」、C型肝炎に係る高額薬剤等の高額レセプト発生に起因して医療費が激増したH27年度に対し、一時的に減少はしたものの、前期高齢者加入率の上昇や医療の高度化により若年層を含め増加を続け、H30年度以降、全体でH27年度を上回っています。また総医療費については、H28年度において、一人当たり医療費の減少に加え社会保険適用拡大に伴い被保険者数が例年に比べ大きく減少したこともあって大きく減少しました。R01年度は64歳以下で総医療費が増加したため、全体として増加しているものの、H29年度からほぼ横ばいに推移しています。

◆令和元年度燕市国民健康保険事業の実施状況等

区分	事業名	事業の目的及び概要		実施年度					実施状況 (アウトプット評価)	効果・課題	
				H27	H28	H29	H30	R1			
①短期で効果のある事業	ジェネリック医薬品の使用促進事業(差額通知)	【目的】	医療費の削減他							<p>【H29年度】 通知12回・通数5,980通 普及率(数量ベース)73.17% ※新基準 効果実績(医療費ベース) 12ヶ月 95,248千円</p> <p>【H30年度】 通知12回・通数5,382通 普及率(数量ベース)77.61% ※新基準 効果実績(医療費ベース) 12ヶ月 101,930千円</p> <p>【R01年度】 通知12回・通数4,167通 普及率(数量ベース)80.40% ※新基準 効果実績(医療費ベース) 12ヶ月 109,668千円</p>	<p>H24年度実施時の削減効果額は、医療費ベースで年間15,514千円程度であったが、H29年度実績では95,248千円程度となり、事業実施からの累計では、H29年度末に概ね352,061千円に上る状況である。なお、厚生労働省がH30.3月までに60%の達成目標としている普及率については、H27年度67.34%と目標値に達成した。ただし、厚生労働省は更なる使用促進を強く推進するため、目標値をH29年度に70%、R2年9月末まで80%と上方修正しており、これらを達成すべく、普及拡大への取り組みをより一層進めてきたなかで、R01年度には80.04%と、R2年9月末までに80%とする目標値は既に達成することができた。今後、更なる使用促進に向け、事業を推進していく必要がある。</p>
	【概要】	現在処方されている先発医薬品を後発医薬品(ジェネリック医薬品)に変えた場合、窓口で支払う金額が安くなる被保険者に対して、その差額を通知することで、後発医薬品(ジェネリック薬)の普及拡大を図る。	H24~								
	【目的】	医療費の適正化									
	柔道整復療養費の適正受診対策事業	【目的】	医療費の適正化							<p>【H29年度】 調査人数 62名</p> <p>【H30年度】 調査人数 31名</p> <p>【R01年度】 調査人数 43名</p>	<p>現在、患者に対して実際の施術内容とレセプト内容との整合性について施術院単位で調査を実施している。この取組は、医療費通知を含め上昇を続けている療養費の抑制に効果があると考えられる。</p>
【概要】	国民医療費の伸びを上回る療養費の状況を踏まえ、療養費の中で大きなシェアを占める本療養費の適正化への取組の一環として、多部位、長期又は頻度が高い施術を受けた被保険者への調査を実施する。	H25~									
【目的】	医療費の適正化										
	多受診者への訪問指導	【目的】	医療費の適正化							<p>【H28年度】保健指導者数(個別訪問) ・重複受診者 18名(7名訪問) 行動変容者 6名 ・頻回受診者 45名(20名訪問) 行動変容者 16名 ・重複服薬者 50名(18名訪問) 行動変容者 18名</p> <p>【H29年度】保健指導者数(個別訪問) ・重複受診者 6名(4名訪問) 行動変容者 3名 ・頻回受診者 20名(16名訪問) 行動変容者 11名 ・重複服薬者 13名(8名訪問) 行動変容者 6名</p> <p>【H30年度】保健指導者数(個別訪問) ・重複受診者 4名(3名訪問) ・頻回受診者 17名(11名訪問) ・重複服薬者 9名(7名訪問) (※行動変容者の分析結果は9月予定)</p>	<p>H25年度から、燕市独自で構築している国保医療データベースから、「重複受診者」「頻回受診者」「重複服薬者」の定義により対象者を1次特定し、さらにその対象者から独自で定義した除外項目(癌患者、難病患者、精神疾患患者他)により除外した結果に、直近の受診状況等最新情報あるいは、より指導効果が現れやすい情報(年齢等)を加味し指導対象者を特定する方法で変更実施をしている。直近の効果分析では、行動変容者が約7~8割となっており、一定の効果をあげている。</p>
【概要】	多受診(重複・頻回受診者・重複服薬者)は、医療費高額化の要因となっており、これらの患者に対して正しい受診行動に導く保健指導は重要である。そのために効果的な保健事業となるよう正確な多受診者の把握とその傾向を把握し、「指導対象者集団の特定」「適切な指導実施方法の確立」「事業の評価方法」について本市の医療費分析を基に対象者を特定し的確な保健指導を実施する。	H25~									
【目的】	医療費の適正化										

区分	事業名	事業の目的及び概要	実施年度					実施状況 (アウトプット評価)	効果・課題
			H27	H28	H29	H30	R1		
①短期で効果のある事業	残薬対策(節薬バッグ)事業	<p>【目的】 医療費の削減他 誤飲や不適切服薬による服薬被害の防止</p> <p>【概要】 飲み残しや使いきれなかった薬剤を調剤薬局に持参することで、再利用可能か判断する。再利用可能な場合は数量を調整することで、医療費の削減につながり、再利用不可能な場合は回収することで不適切服薬の防止につなげる効果が期待される。 燕市国民健康保険の加入者のうち1ヶ月に4剤以上長期処方されている50歳以上の方を対象に、節薬(せつやく)バッグを配布することで、家庭に残っている薬剤の再利用・回収を促す。</p>						<p>【H30年度】</p> <p>①配布数 一斉発送 7月 1,774人 窓口配布 3月末現在 20人</p> <p>②薬価による効果額 再利用可能薬剤 327,312円 廃棄分薬剤 10,050円 (1件)</p> <p>③持参人数 150人</p> <p>【R01年度】</p> <p>①配布数 一斉発送 7月 592人 窓口配布 3月末現在 27人</p> <p>②薬価による効果額 再利用可能薬剤 100,658円 廃棄分薬剤 0円</p> <p>③持参人数 65人</p>	<p>R01年度において、4剤以上長期処方されている50歳以上の方(593名)を対象に「節薬バッグ」を発送した。また、年度末までに27人の希望者が来庁した。</p> <p>燕市薬剤師会協力により持参された薬剤の薬価を集計することで、医療費の節約や有効期限切れ薬剤の回収効果を把握。 H30年度において、薬価による効果額合計は337,362円であり、R01年度実績では100,658円となり、事業実施からの累計では、R01年度末に438,020円の医療費節約効果があった。</p> <p>※1 再利用可能薬剤は医療費の節約の目安として、廃棄分薬剤は回収量の目安として、薬価を採用しています。 ※2 ②薬価による効果額及び③持参人数には、国民健康保険加入者以外の方の数値を含んでいます。</p>
	ポリファーマシー(多剤投与等)対策事業	<p>【目的】 医療費の適正化 多剤服薬に伴う薬剤被害の減少</p> <p>【概要】 燕市国民健康保険の加入者のうち1ヶ月に2医療機関以上を受診し、6剤以上長期処方されている60歳以上の被保険者を対象に、服薬情報通知書(服薬情報のお知らせ)を通知する。 被保険者は、薬剤師もしくは医師に通知を持参し、残薬、多剤併用、相互作用、重複服薬、副作用等のヒアリングを行う。 処方の変更が必要であれば、医師は通知等を基に処方の再構築・多剤併用等を改善・解消することにより、医療費の適性化、多剤服薬に伴う健康被害の抑制につながる効果が期待される。</p>						<p>【H30年度】</p> <p>①通知回数 6回 ②通知数 1,038通</p> <p>【R01年度】</p> <p>①通知回数 8回 ②通知数 993通</p>	<p>事業を実施したR01年8月診療分からR02年3月診療分までの効果分析では、医療費(薬剤)ベースで▲1,801,051円となりました。</p> <p>薬害被害に対する効果については、対象者一人当たりの医薬品の種類数が11.6種類から10.2種類となり、1.4種類減少。重複服薬の該当者数は69人から16人となり、53人減少。飲み合わせの悪い相互作用(禁忌)の該当者数は2人から0人となり、2人(全員)減少。慎重投与の該当者数は449人から403人となり、46人減少と、いずれも減少しており、薬による健康被害のリスクの軽減に一定の効果があったと考えています。</p>

◆令和元年度燕市国民健康保険事業の実施状況等

区分	事業名	事業の目的及び概要		実施年度					実施状況 (アウトプット評価)	効果・課題
				H27	H28	H29	H30	R1		
◆データ分析	燕市医療データベース作成(レセプトデータ及び特定健診結果)及び医療費分析作成	【目的】	国保被保険者の健康状態を明確にし、的確な保健指導に役立てる。	H24~	●	→			【データベース活用状況】 ①医療費分析(H24~R1年度) ②追加健診 ③重複頻回受診 ④重症化予防事業 ・慢性腎臓病(CKD) ・糖尿病性腎症 ・胃がんリスク検診(平成30年度終了) ・慢性閉塞性肺疾患(COPD)検診 ・脳梗塞再発予防 ⑤残薬対策(節薬バッグ)事業 ⑥ポリファーマシー(多剤投与等)対策事業	このデータベースを活用した事業は、ジェネリック医薬品差額通知を除き、H28年度新規事業の脳梗塞再発予防、H30年度新規事業の残薬対策(節薬バッグ)事業、ポリファーマシー(多剤投与等)対策事業を加え、9事業を実施した。事業効果の分析も随時実施しており、的確な保健指導、今後の事業計画あるいは評価等の基礎データとなっている。
		【概要】	ジェネリック医薬品差額通知作成の基礎データとして作成するレセプトデータベースに、特定健診データ及び各種保健指導データを組み合わせ、燕市オリジナルのデータベースを作成する。それにより、的確な保健指導対象者の特定、成果指標及び事業計画作成する。							
②中長期的に効果のある事業	慢性腎臓病(CKD)進行予防事業	【目的】	重症化予防(人工透析治療への移行防止、遅延)	H25~	●	→		【H29年度】 個別保健指導実施 25人 (うち行動変容者 14人) 【H30年度】 個別保健指導実施 29人 (うち行動変容者 16人) 【R01年度】 個別保健指導実施 17人 (※行動変容者は今年度中に分析)	個別保健指導を実施した被保険者のうち、保健指導後の医療機関受診に繋がった効果率は、H29年度56.0%、H30年度55.2%と実績を上げている。今後、効果率を維持しつつ、保健指導実施者数を増やしていくことが必要。	
		【概要】	特定健診受診者で、燕市で定めた基準(医師会の指導)を超えかつ、レセプト分析により治療を受けていない者に対して、個別に自宅を訪問し受診勧奨を実施							
	糖尿病性腎症重症化予防事業	【目的】	重症化予防(人工透析治療への移行防止、遅延)	H26~	●	→		【H29年度】 6人 (うち完了者 5人) 【H30年度】 7人 (うち完了者 7人) 【HR01年度】 4人 (うち完了者 4人)	本事業については、受療中の方を対象に、人工透析治療への移行防止・遅延を目的として、他自治体で実績のある委託業者が主治医と連携し個別に保健指導する事業で、H26年度はパイロット事業として10名が参加。H27年度から事業継承し、H29年度は参加者6名のうち、事業完了したのは5名。その後のH30年度7名、R01年度4名においてはそれぞれ完了しており、参加者は概ね事業完了している。	
【概要】		受療中の糖尿病から軽度の腎不全者に対し、主治医と連携のもと外部委託により、保健指導「生活習慣改善プログラム」を実施する。								
特定健診未受診者対策	【目的】	特定健診の受診率向上	H25~	●	→		【H29年度】 受診者 154人 (うち受診勧奨者 129人 83.8%) 【H30年度】 受診者 173人 (うち受診勧奨者 162人 93.6%) 【R01年度】 受診者 184人 (うち受診勧奨者 181人 98.4%)	追加健診受診者はH25年度118人、H26年度141人、H27年度151人、H28年度148人、H29年度154人、H30年度173人、R01年度184人と、事業開始初年度から毎年着実に実績を上げており、国保の被保険者数が300人以上減少している状況のなか、受診率向上への貢献度が年々大きくなっている。毎年、受診者はその9割前後が受診勧奨案内の送付者であり、個別による受診勧奨案内の効果は非常に高いことを実証している。また、少なからず新規受診者の開拓にも繋がっている。		
	【追加健診】	【概要】							集団健診未受診者を対象として、新潟県労働衛生医学協会の燕・吉田地区会場において追加健診を実施する。	
【追加健診勧奨案内】	【概要】	集団健診未受診者のうち、特に受診率が低い年代に対して受診勧奨案内を送付	H25~	●	→		【H29年度】 40~62歳の集団健診未受診者受診勧奨通知 3,913通 【H30年度】 40~63歳の集団健診未受診者受診勧奨通知 3,962通 【R01年度】 40~67歳の集団健診未受診者受診勧奨通知 3,960通			

区分	事業名	事業の目的及び概要		実施年度					実施状況 (アウトプット評価)	効果・課題
				H27	H28	H29	H30	R1		
②中長期的に効果のある事業	胃がん対策事業	【目的】	がんの予防及び早期発見							
		【概要】	胃がん発症の要因である「ピロリ菌」検査を特定健診時の血液を利用し実施(40・45・50・55・60・65・70歳の希望者を対象-1,000円の自己負担)することで、胃がんの予防、早期発見に繋げる。	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
									<p>【H28年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受診者 584人 (受診率 76.3%※) <ul style="list-style-type: none"> 70歳 209人 (35.8%) 65歳 192人 (32.9%) 60歳 65人 (11.1%) 55歳 28人 (4.8%) 50歳 36人 (6.2%) 45歳 33人 (5.6%) 40歳 21人 (3.6%) 要精検該当者 (BCD群) 283人 (48.5%) <ul style="list-style-type: none"> うち精密検査受診者 H29. 3. 31現在 204人 (72.1%) <p>【H29年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受診者 555人 (受診率 73.5%※) <ul style="list-style-type: none"> 70歳 223人 (40.2%) 65歳 149人 (26.9%) 60歳 59人 (10.6%) 55歳 40人 (7.2%) 50歳 33人 (5.9%) 45歳 30人 (5.4%) 40歳 21人 (3.8%) 要精検該当者 (BCD群) 291人 (52.4%) <ul style="list-style-type: none"> うち精密検査受診者 H30. 3. 31現在 227人 (78.0%) <p>【H30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受診者 457人 (受診率 68.2%※) <ul style="list-style-type: none"> 70歳 203人 (44.4%) 65歳 109人 (23.9%) 60歳 35人 (7.7%) 55歳 35人 (7.7%) 50歳 28人 (6.1%) 45歳 25人 (5.5%) 40歳 22人 (4.8%) 要精検該当者 (BCD群) 250人 (54.7%) <ul style="list-style-type: none"> うち精密検査受診者 R1. 5. 22現在 190人 (76.0%) <p>※受診率は、年齢該当者のうち問診により受診できない者を除外し算出</p>	<p>H30年度は457人68.2%が受診し、その後受診者全員に結果及び、精密検査が必要なB・C・D群250人に対しては、それぞれの状況にあわせた精密検査勧奨案内を同封し送付した。その結果、R1.5.22現在で190人76.0%が精密検査を受診し、5人(H29は5人)に早期がんが発見されている。</p> <p>本市では、精密検査が必要な方は精密検査を受診し医師の指示に従うことが重要と考えており、精密検査未受診の方を医療データベース等から特定し、再度精密検査の受診勧奨案内を送付している。がん発見率が従来の胃がんレントゲン検診に比べて高いこと、或いは高齢者ほど要精検率が高い状況から、H27年度から対象年齢に70歳を加え、事業を拡大したうえで継続実施した。</p> <p>なお、令和元年度から燕市国民健康保険事業から一般会計事業として実施されることに伴い、国民健康保険事業としては平成30年度で終了しました。</p>

区分	事業名	事業の目的及び概要	実施年度					実施状況 (アウトプット評価)	効果・課題
			H27	H28	H29	H30	R1		
② 中長期的に効果のある事業	慢性閉塞性肺疾患(COPD)進行予防事業	【目的】 慢性閉塞性肺疾患(COPD)の早期発見							
		【概要】 特定健診(集団健診)実施時に、喫煙または喫煙歴のある者を対象として、簡易スパイロメータを用いた気流閉塞症例(COPD)によるスクリーニング検査を実施	H28~					<p>【H29年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受診者 対象者1,061人のうち375人(受診率 35.3%) <ul style="list-style-type: none"> 40歳代 37人(41.1%) 50歳代 44人(24.6%) 60歳代 191人(37.5%) 70歳代 103人(36.5%) 要精検該当者26人(6.9%) <ul style="list-style-type: none"> うち精密検査受診者 H30.3.31現在15人(57.7%) <p>【H30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受診者 対象者1,030人のうち329人(受診率 31.9%) <ul style="list-style-type: none"> 40歳代 30人(22.3%) 50歳代 43人(25.9%) 60歳代 146人(34.3%) 70歳代 110人(36.1%) 要精検該当者26人(7.9%) <ul style="list-style-type: none"> うち精密検査受診者 H31.3.31現在14人(53.8%) <p>【R1年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受診者 対象者838人のうち276人(受診率 32.9%) <ul style="list-style-type: none"> 40歳代 16人(38.1%) 50歳代 31人(32.0%) 60歳代 118人(32.4%) 70歳代 111人(33.1%) 要精検該当者5人(1.8%) <ul style="list-style-type: none"> うち精密検査受診者 R2.3.31現在4人(80.0%) 	<p>H29年度は375人35.3%が受診し、精密検査が必要な26人に対して、検査結果とともに精密検査勧奨案内を送付した。その結果、15人57.69%が精密検査を受診し、12人がCOPDの診断を受け、また1人に拘束性換気障害が発見された。</p> <p>H30年度は329人31.9%が受診し、精密検査が必要な26人に対して、検査結果とともに精密検査勧奨案内を送付した。その結果、14人53.84%が精密検査を受診し、14人全員がCOPDの診断を受けた。</p> <p>R1年度は276人32.9%が受診し、精密検査が必要な5人に対して、検査結果とともに精密検査勧奨案内を送付した。その結果、4人80.00%が精密検査を受診し、4人全員がCOPDの診断を受けた。</p> <p>COPDの認知度が低いために医療機関にかかることがなく重症化しており、早期発見ができていないのが現状である。</p> <p>本事業を継続実施していくことにより、認知度を向上させるとともに、ハイリスク者の医療機関への受診勧奨を早期に実施することが、早期発見に繋がる。</p>

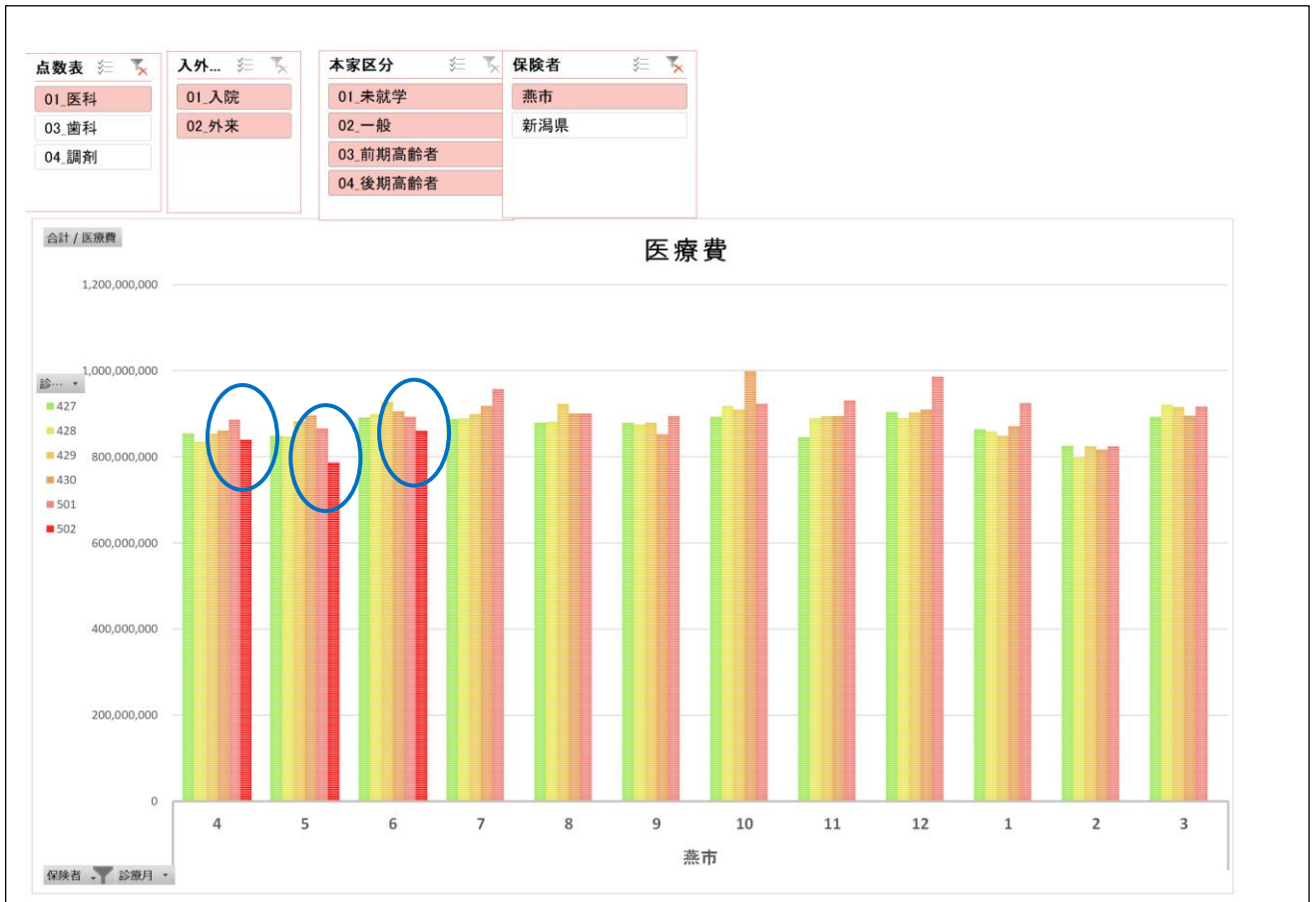
区分	事業名	事業の目的及び概要		実施年度					実施状況 (アウトプット評価)	効果・課題
				H27	H28	H29	H30	R1		
② 中長期的に効果のある事業	脳梗塞再発予防事業	【目的】	脳梗塞治療中断者の再発阻止							
		【概要】	レセプト分析等から、医師会の指導等による条件に基づき、脳梗塞の再発リスクが高いと考えられる者をリストアップ。市の(臨時)看護職員が個別に自宅を訪問し、医療機関への適正受診或いは食生活を含めた生活習慣の改善等について、保健指導を実施する。						<p>【H29年度】 個別保健指導実施 (うち行動変容者 5人) 13人</p> <p>【H30年度】 個別保健指導実施 (うち行動変容者 4人) 8人</p> <p>【R01年度】 個別保健指導実施 12人 (※行動変容者は今年度中に分析)</p>	<p>H27年度に激増した医療費については、医療費分析の結果、高額レセプト発生の増加が大きな要因であり、その中で特に「脳梗塞」の増加が大きい状況となっていた。</p> <p>脳梗塞については、生活習慣に起因した疾患との関連が強いと考えられており、特に治療中断者の再発率が高く、また、再発した場合には重篤となるケースが多いと言われている。</p> <p>的確な保健指導を実施することにより、脳梗塞の再発を遅延あるいは阻止し、被保険者の生活の質(QOL)の維持を図るとともに、医療費の削減に繋げるため、H28年度より取組を開始した事業である。</p> <p>個別保健指導を実施した被保険者のうち、保健指導後の医療機関受診に繋がった効果率は、H28年度54.5%、H29年度38.5%、H30年度62.5%と実績を上げている。今後、事業の継続を維持しつつ、燕市医療データベースを基に、指導前後の状態について分析を行いながら、その分析結果を踏まえ今後の事業実施に活かしていくことが重要である。</p>

燕市〔国保・後期〕医療費の動向について（「新型コロナウイルス感染症」の影響）

① 全体



② 医科



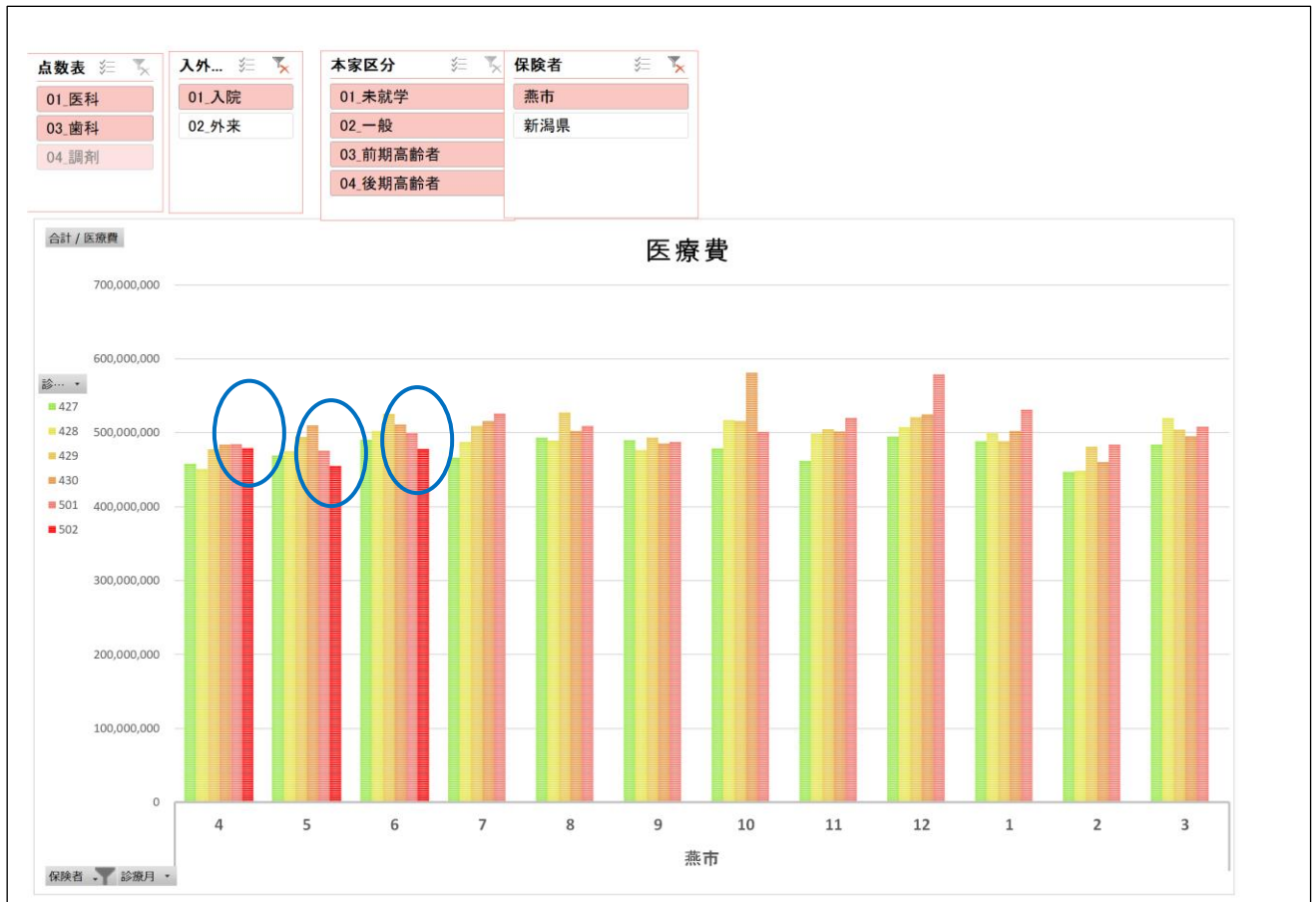
③ 歯科



④ 調剤



⑤ 入院



⑥ 外来



⑦ 国保



⑧ 後期高齢者

